



2025年2月14日

各位

会社名 I-PEX 株式会社
代表者名 代表取締役 社長執行役員 土山 隆治
(コード番号 6640 東証プライム市場)
問合せ先 執行役員 財務統括部長 嶋崎 岳志
電話番号 (TEL 075-611-7155)

株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に係る承認決議のお知らせ

当社は、2025年1月15日に公表した「株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」（その後の訂正を含み、以下「2025年1月15日付当社プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に係る各議案について、本日開催の当社の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、本日から2025年3月9日までの間、整理銘柄に指定された後、2025年3月10日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

記

1. 第1号議案（株式併合の件）

2025年1月15日付当社プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、当社株式について、以下の内容の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施するものであります。

① 併合する株式の種類
普通株式

② 併合比率
当社株式について、1,831,275株を1株に併合いたします。

③ 減少する発行済株式総数
18,550,509株

(注) 当社は2025年1月15日開催の取締役会において、2025年3月11日付で自己株式172,281株（2024年12月31日時点において当社が所有する自己株式の全部）を消却することを決議しておりますので、「減少する発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を前提として記載しております。

④ 効力発生前における発行済株式総数
18,550,519株

(注) 「効力発生前における発行済株式総数」は、当社が2024年11月7日に公表した「2024年12月期

第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)に記載された2024年9月30日現在の当社の発行済株式総数(18,722,800株)から、当社が2025年1月15日開催の取締役会において決議した、2025年3月11日付で消却を行う予定の自己株式数(172,281株)を除いた株式数です。

⑤ 効力発生後における発行済株式総数

10株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数

36株

⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

- (i) 会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

本株式併合により、UDON株式会社(以下「公開買付者」といいます。)及びDMC株式会社、小西大樹氏、小西達也氏及び小西玲仁氏(以下「本不応募合意株主」又は「小西氏ら」といいます。)以外の株主の皆様が保有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数(合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切捨てられます。)に相当する数の株式を売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様へ交付します。

当該売却について、当社は、本株式併合が、当社の株主を公開買付者及び本不応募合意株主のみとすることを目的とする本取引の一環として行われるものであること、当社株式が2025年3月10日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられることに鑑み、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却額は、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である2025年3月11日時点の当社の最終の株主名簿において株主の皆様が所有する当社株式の数に、公開買付者が2024年11月8日から2024年12月19日まで実施した当社株式に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)における当社株式1株当たりの買付け等の価格と同額である2,950円を乗じた金額に相当する金銭が、各株主の皆様へ交付されるような価格に設定する予定です。ただし、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

- (ii) 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者の氏名又は名称

UDON株式会社(公開買付者)

- (iii) 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者が売却に係る代金の支払いのための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

公開買付者は、端数相当株式の売却代金の支払に係る資金を、株式会社三菱UFJ銀行(以下「三菱UFJ銀行」といいます。)からの借入れにより賄うことを予定しているところ、当社は本公開買付けに係る公開買付届出書の添付書類として提出された、三菱UFJ銀行からの借入れに関する2024年11月7日付融資証明書を確認するとともに、その後、公開買付者と三菱UFJ銀行との間で、当該借入れに係る金銭消費貸借契約が締結されたことを確認することによって、公開買付者の資金確保の方法を確認しております。また、公開買付者によれば、端数相当株式の売却代金の支払に影響を及ぼす事象は発生しておらず、今後、発生する可能性も認識していないことです。

したがって、当社は、端数相当株式の売却代金の支払のための資金を確保する方法については相当であると判断しております。

(iv) 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、2025年3月中旬から同月下旬を目途に、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式を売却し、公開買付者において当該当社株式を買い取ることにについて許可を求め申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動し得ますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2025年4月上旬から同月中旬を目途に公開買付者において買い取りを行う方法により当該当社株式を売却し、その後、当該売却によって得られた代金を株主の皆様へ交付するために必要な準備を行った上で、2025年5月中旬から2025年6月下旬に、当該売却代金を株主の皆様へ交付することを見込んでおります。当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手續に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主への交付が行われるものと判断しております。

2. 第2号議案（定款一部変更の件）

- (1) 本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は36株に減少することとなること、かかる点を明確にするため、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- (2) 本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は10株となり、また、当社の株主は公開買付者及び小西氏らのみとなることから、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第8条（単元株式数）及び第9条（単元未満株式についての権利制限）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。さらに、本株式併合の効力が発生した場合、当社の株主は公開買付者及び小西氏らのみとなることから、株主総会参考書類の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第15条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。
- (3) 本株式併合の効力が発生した場合には、当社の株主は公開買付者及び小西氏らのみとなることから、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第13条（定時株主総会の基準日）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。なお、当該変更の効力が発生した場合、2025年3月下旬に開催を予定している定時株主総会においては、その開催時点の株主をもって議決権を行使できる株主として取扱う予定です。

なお、当該変更の内容の詳細は、2025年1月15日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

また、当該定款一部変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である2025年3月12日に効力が発生する予定です。

3. 株式併合の日程

① 本臨時株主総会開催日	2025年2月14日
② 整理銘柄指定日	2025年2月14日
③ 当社株式の最終売買日	2025年3月7日（予定）
④ 当社株式の上場廃止日	2025年3月10日（予定）
⑤ 本株式併合の効力発生日	2025年3月12日（予定）

以上